

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制を整備することを目的として、第2に規定する補助事業者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱（令和2年4月30日付け厚生労働省発医政0430第1号及び厚生労働省発健0430第5号厚生労働事務次官通知）、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱（令和2年6月16日付け医政発0616第1号厚生労働省医政局長、健発0616第5号厚生労働省健康局長及び薬生発0616第2号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）及び補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業等)

第2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付を受けて補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）、基準額、補助対象経費及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第3 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、第3欄に基準額の定めのない事業については、第4欄に定める補助対象経費の実支出額を選定するものとする。
- (2) 前号により選定された額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率等を乗じて得た額の合計額を交付額とする。ただし、第5欄に掲げる補助率等が定額の事業については、前号により選定された額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の範囲内で知事が必要と認めた額を交付額とする。

(交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上（民間団体にあつては30万円以上）の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでの間、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、一般競争入札に付するなど、県が行う契

約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。

- (8) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (9) 補助事業に係る証拠書類等の保存については、次のとおりとすること。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (10) この補助金に係る対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (11) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第1号）により速やかに知事に報告しなければならないこと。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行なわなければならないこと。
- (12) 前号の報告があった場合には、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納入させることがあること。

（交付申請書の様式等）

第5 規則第3条に規定する申請書は、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付申請書（様式第2号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 経費所要額調（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 歳入歳出予算（見込）書の抄本
- (4) 補助対象区域の工事設計図及び工事内訳書（補助対象経費に施設整備費が含まれる場合に限る。）
- (5) 設備整備に係る事業の場合、補助対象医療機器等の見積書、カタログ及び設置場所を示す平面図（補助対象経費に設備整備費が含まれる場合に限る。）
- (6) その他参考となる書類

3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

（交付の決定）

第6 知事は、第5の申請があったときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

（軽微な変更の範囲）

第7 第4第1号に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ、次に掲げるいずれかの変更をいう。

- (1) 事業内容の著しい変更とならない場合

- (2) 補助対象経費の20パーセント以内で増額又は減額する場合
- (3) 事業内容に変更が無く、入札減などやむを得ない事由により補助金額を減額する場合

(変更の申請等)

第8 第4の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき
長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業変更承認申請書（様式第3号）
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき
長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業完了期間延長承認申請書（様式第5号）

(変更等の承認)

第9 知事は、第8各号の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めるときは、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事前着手)

第10 補助事業は、交付決定前に着手することはできないものとする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、交付決定前に補助事業に着手しようとするときは、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事前着手届（様式第6号）を知事へ提出するものとする。

(交付申請の取下げ)

第11 規則第7条第1項の規定による交付申請の取下げは、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付申請取下げ書（様式第7号）を、当該補助金の交付決定を受けた日から15日以内に提出して行うものとする。

- 2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第12 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金実績報告書（様式第8号）によるものとする。

- 2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 経費所要額精算書（別紙1）
- (2) 事業実績報告書（別紙2）
- (3) 歳入歳出決算（見込）書の抄本
- (4) 契約書等支出証拠書類
- (5) 検収調書の写し
- (6) 補助事業完了後の建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示すこと。）、補助対象区域の工事設計図及び工事内訳書及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定による検査済証の写し（補助対象経費に施設整備費が含まれる場合に限る。）
- (7) 設置場所を示す平面図（補助対象経費に設備整備費が含まれる場合に限る。）
- (8) その他参考となる書類

- 3 前2項の書類の提出期限は、当該年度の補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。

(額の確定)

第13 第12の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第14 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を提出するものとする。

(概算払)

第15 補助事業者が補助事業の円滑な遂行を図るため、知事が必要と認めるときは、交付決定額の100分の80の範囲内において、1回に限り補助金の概算払をすることができる。ただし、「救急・周産期・小児医療機関施設整備等支援事業」及び「新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業」については、交付決定額の範囲内において1回に限り、また、「新型コロナウイルス感染症対応医療機器等整備事業（病床確保事業）」及び「新型コロナウイルス感染症専用病棟等受入体制整備支援事業」については、交付決定額の範囲内において概ね10月及び1月に、補助金の概算払をすることができるものとする。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金概算払請求書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

3 第1項の規定により補助金の概算払を受けている場合において、概算払を受けた額が補助金の額の確定額を超える場合は、補助事業者は、その差額を返還しなければならない。

(申請書等の提出部数)

第16 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、1部とする。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則（令和2年5月22日付け2医第66号、2医看第47号、2保疾第214号）

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年7月31日付け2医第145号、2医看第113号、2保疾第535号、2介第265号、2薬第276号）

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年10月23日付け2医第295号、2医看第199号、2保疾第716号、2感第162号、2介第432号、2薬第405号）

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

(別表) (第2関係)

1 事業名	2 補助事業者	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率等
PCR等検査体制強化事業	新型コロナウイルス検査を行う医療機関の開設者、民間検査機関	検査機器等購入費 知事が必要と認めた額	当該年度に係る 新型コロナウイルス検査を行うために必要な次のPCR検査機器等の購入及び借入れ ①次世代シーケンサー ②リアルタイムPCR ③等温遺伝子増幅装置 ④全自動化学発光酵素免疫測定装置（令和2年6月25日から適用）	10/10以内
新型コロナウイルス感染症対応医療機器等整備事業（設備等整備事業）	帰国者・接触者外来等の開設者等	次により算出された額の合計額 ①医療用シェルター等（簡易診療室）及び付帯する備品 知事が必要と認めた額 ②HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応） 1 医療機関あたり905,000円 ③HEPAフィルター付きパーテーション 205,000円×知事が必要と認めた台数 ④個人防護具 3,600円×知事が必要と認めた人数 ⑤簡易ベッド 51,400円×知事が必要と認めた台数	当該年度に係る 帰国者・接触者外来等を運営するために必要な次の経費 ①簡易診療室として使用する医療用シェルター（但し堅固なフレームを有するものに限る）等及び付帯する備品の購入及び借入れ ②HEPAフィルター付き空気清浄機の購入及び借入れ ③HEPAフィルター付きパーテーションの購入及び借入れ ④個人防護具の購入 ⑤簡易ベッドの購入及び借入れ	10/10以内
	重症化して集中治療が必要な新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる医療機関として知事が協力を依頼した医療機関の開設者（高度医療機関）	次により算出された額の合計額 ①人工呼吸器及び付帯する備品 5,000,000円×知事が必要と認めた台数 ②体外式膜型人工肺及び付帯する備品 21,000,000円×知事が必要と認めた台数 ③個人防護具 3,600円×知事が必要と認めた人数	当該年度に係る 重症化した新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるために必要な次の経費 ①人工呼吸器及び付帯する備品の購入及び借入れ ②体外式膜型人工肺及び付帯する備品の購入及び借入れ ③個人防護具の購入	10/10以内
		次により算出された額の合計額 ①臨時病室等改修費 1 医療機関あたり 20,000,000円 ②患者受入施設用備品等購入及び借入れ 1 医療機関あたり 40,000,000円	当該年度に係る 重症化した新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるために必要な次の経費 ①施設整備費（臨時病室等の改修費に係るものに限る） ②設備整備費（備品及び消耗品の購入及び借入れに限る）	10/10以内
	新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる感染症指定医療機関以外の医療機関及び感染症指定医療機関であって感染症指定病床以外の病床で新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる医療機関として知事が協力を依頼した医療機関の開設者（高度医療機関を除く）（入院協力医療機関）	次により算出された額の合計額 ①医療用シェルター等（簡易病室）及び付帯する備品 知事が必要と認めた額 ②個人防護具 3,600円×知事が必要と認めた人数 ③簡易陰圧装置 4,320,000円×知事が必要と認めた病床数	当該年度に係る 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるために必要な次の経費 ①簡易病室として使用する医療用シェルター（但し堅固なフレームを有するものに限る）等及び付帯する備品の購入及び借入れ ②個人防護具の購入 ③簡易陰圧装置の購入及び借入れ	10/10以内
	専用の病棟を設け新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる医療機関として知事が協力を依頼した医療機関の開設者（専用病棟）	1 医療機関あたり 1,000,000円	当該年度に係る 医療用パーテーションその他知事が必要と認めた備品及び消耗品の購入及び借入れ	10/10以内

1 事業名	2 補助事業者	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率等
新型コロナウイルス感染症対応医療機器等整備事業 (病床確保事業)	新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる医療機関として知事が協力を依頼した医療機関の開設者、または知事が協力を依頼したものとみなした医療機関の開設者	次により算出された額の合計額 ①病床の確保料 下記(1)～(3)に該当する上限額×知事が必要と認めた日数 (1)ICU内の病床 1床当たり97,000円/日 (2)重症患者又は中等症患者を受け入れ酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床 1床当たり41,000円/日 (3)上記以外の場合 1床当たり16,000円/日 ②退院後消毒等に要した経費 知事が必要と認めた額	当該年度に係る ①空床確保に要する経費 ②新型コロナウイルス感染症患者退院後の消毒費用	10/10以内
新型コロナウイルス感染症重点医療機関(以下「重点医療機関」として知事が指定した医療機関の開設者、または知事が国と協議して重点医療機関として指定したものとみなした医療機関の開設者	新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関(以下「協力医療機関」として知事が指定した医療機関の開設者、または知事が国と協議して協力医療機関として指定したものとみなした医療機関の開設者	次により算出された額の合計額 ①稼働病床の確保料 下記(1)～(3)に該当する上限額×知事が必要と認めた日数 (1)ICU 1床当たり301,000円/日 (2)HCU 1床当たり211,000円/日 (3)上記以外の病床 1床当たり52,000円/日 ②休止病床の確保料 下記(1)～(4)に該当する上限額×知事が必要と認めた日数 (1)ICU 1床当たり301,000円/日 (2)HCU 1床当たり211,000円/日 (3)療養病床 1床当たり16,000円/日 (4)上記以外の病床 1床当たり52,000円/日	当該年度に係る 空床確保に要する経費	10/10以内
新型コロナウイルス感染症専用病棟等受入体制整備支援事業	重点医療機関として知事が指定した医療機関の開設者、または知事が国と協議して重点医療機関として指定したものとみなした医療機関の開設者、及び新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関	次により算出された額の合計額 ①超音波画像診断装置 11,000,000円 ×知事が必要と認めた台数 ②血液浄化装置 6,600,000円 ×知事が必要と認めた台数 ③気管支鏡 5,500,000円 ×知事が必要と認めた台数 ④CT撮影装置等(画像診断支援プログラムを含む) 66,000,000円 ×知事が必要と認めた台数 ⑤生体情報モニタ 1,100,000円 ×知事が必要と認めた台数 ⑥分娩監視装置 2,200,000円 ×知事が必要と認めた台数 ⑦新生児モニタ 1,100,000円 ×知事が必要と認めた台数	当該年度に係る 重点医療機関等において高度かつ適切な医療を提供するために必要な次の経費 ①超音波画像診断装置の購入及び借入れ ②血液浄化装置の購入及び借入れ ③気管支鏡の購入及び借入れ ④CT撮影装置等(画像診断支援プログラムを含む)の購入及び借入れ ⑤生体情報モニタの購入及び借入れ ⑥分娩監視装置の購入及び借入れ ⑦新生児モニタの購入及び借入れ	10/10以内

1 事業名	2 補助事業者	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率等
救急・周産期・小児医療機関施設整備等支援事業	新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診療する医療機関として県に登録した救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関の開設者（ただし保険医療機関の開設者に限る）	次に算出された額の合計額 （設備整備等事業） ・初度設備費 133,000円×知事が必要と認めた病床数 ・個人防護具 3,600円×知事が必要と認めた人数 ・簡易陰圧装置 4,320,000円×知事が必要と認めた病床数 ・簡易ベッド 51,400円×知事が必要と認めた台数 ・簡易診療室 [※] 及び付帯する備品実費相当額 ・HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応） 1 医療機関当たり905,000円 ・HEPAフィルター付パーテーション 205,000円×知事が必要と認めた台数 ・消毒経費 実費相当額 ・新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品（救急医療を担う医療機関） 1 医療機関当たり300,000円 ・新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器（周産期又は小児医療を担う医療機関） 1,500,000円×知事が必要と認めた台数 ※簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。	当該年度に係る 疑い患者が救急・周産期・小児医療機関を受診した場合においても診療できるよう体制確保に必要な次の経費 （設備整備等事業） ・初度設備費 ・個人防護具の購入 ・簡易陰圧装置の購入及び借入れ ・簡易ベッドの購入及び借入れ ・簡易診療室 [※] 及び付帯する備品の購入及び借入れ ・HEPAフィルター付空気清浄機の購入及び借入れ ・HEPAフィルター付パーテーションの購入及び借入れ ・消毒経費 ・新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品の購入及び借入れ（救急医療を担う医療機関） ・新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器の購入及び借入れ（周産期又は小児医療を担う医療機関）	10/10以内
		（支援金支給事業） ・99床以下の医療機関 20,000,000円 ・100床以上の医療機関 30,000,000円 ・以降100床ごとに 10,000,000円を上記の額に追加 ・新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関 上記の額に10,000,000円を加算	当該年度に係る 新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費（賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費。ただし従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）	10/10以内
新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業	病院（「救急・周産期・小児医療機関施設整備等支援事業」の支援金支給事業の対象となる病院の開設者（ただし保険医療機関の開設者に限る）	1施設あたり 2,000千円+50千円×許可病床数	当該年度に係る 新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保に要する経費（賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費。ただし従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）	10/10以内
	有床診療所（「救急・周産期・小児医療機関施設整備等支援事業」の支援金支給事業の対象となる病院を除く）の開設者（ただし保険医療機関の開設者に限る）	1施設あたり 2,000千円	当該年度に係る 新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保に要する経費（賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費。ただし従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）	
	無床診療所（「救急・周産期・小児医療機関施設整備等支援事業」の支援金支給事業の対象となる病院を除く）の開設者（ただし保険医療機関の開設者に限る）	1施設あたり 1,000千円	当該年度に係る 新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保に要する経費（賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費。ただし従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）	
	助産所の開設者	1施設あたり 700千円	当該年度に係る 新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保に要する経費（賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費。ただし従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）	

1 事業名	2 補助事業者	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率等
新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業	薬局の開設者 (ただし保険薬局の開設者に限る)	1施設あたり 700千円	当該年度に係る新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保に要する経費(賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費。ただし従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。)	10/10以内
	訪問看護ステーションの開設者 (ただし指定訪問看護事業者に限る)	1施設あたり 700千円	当該年度に係る新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費(賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費。ただし従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。)	
新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関支援事業 (医療機関への協力の支給)	一般病床等で新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病院の開設者	別添1のとおり。 ※受入実績に応じ以下の合計額を協力金として支給 基礎額: 最大受入病床数(一般病床等)に応じる 加算額: 最大受入病床数(一般病床等)のうち、別途定める重症者を受け入れた病床数に応じる。	—	定額
	新型コロナウイルスによる院内感染の発生を、感染拡大防止等のため具等が公表した病院の開設者	1病院あたり 4,000千円	—	
	無床診療所又は有床診療所の開設者	無床診療所: 3,500千円 有床診療所: 4,000千円 ※新型コロナウイルス感染症を要因として、院内感染や医療従事者の曝露等により休業した場合に、休業前までの診療継続に対する協力を病床の有無に応じて定額で支給	—	
周産期診療体制整備事業	総合周産期母子医療センター等の医療機関の開設者	設備整備費 知事が必要と認めた額	当該年度に係る設備整備費 新型コロナウイルスに係る妊産婦の分娩のために知事が必要と認めた設備の整備費用	1/3以内
		診療体制維持費 知事が必要と認めた額	当該年度に係る診療体制維持費 新型コロナウイルスに係る妊産婦の分娩に伴い、診療体制を維持するために新たに確保した医師等の人件費等	1/2以内
オンライン診療導入支援事業	オンライン診療を導入する医療機関の開設者	1医療機関あたり 200,000円	当該年度に係る導入経費・運営経費(情報通信機器等の購入経費、オンライン診療運営費、インターネット接続料等)	10/10以内
患者受入調整・搬送事業	搬送に同乗する医師等の在籍医療機関の開設者	・患者搬送同乗者経費 医師 1人1時間当たり 7,550円 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760円 ・患者搬送費 実費相当額	当該年度に係る「県新型コロナウイルス感染症患者受入調整本部」において決定された、患者搬送(※)に係る経費(賃金、報酬、謝金、旅費、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料) ※①新型コロナウイルス感染症患者の県外への搬送 ②受入先の調整に伴う新型コロナウイルス感染症患者以外の患者の搬送	10/10以内
医療人材確保・派遣等支援事業費	医療従事者を派遣等する医療機関の開設者	別添2のとおり	当該年度に係る派遣後の診療体制を構築するための経費、派遣する医療従事者の旅費・宿泊費等(賃金、報酬、謝金、旅費、役務費(保険料)、委託料)	10/10以内
医療従事者宿泊施設確保事業	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関等の開設者	・医療従事者宿泊施設確保経費 1室当たり 13,100円/日 1食当たり 1,500円 ※ただし、所要経費が上記を下回る場合、その額とする。	当該年度に係る医療従事者の宿泊費、食糧費等	10/10以内
特殊勤務手当支援事業	新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当を支給する医療機関の開設者	1人当たり 4,000円/日 ※ただし、医療機関の実支給額が上記を下回る場合、その額とする。	当該年度に係る医療機関が職員向けに支給する特殊勤務手当費	①手当額 2,000円/日以上 公的・民間 2/3以内 公立 1/2以内 ②手当額 2,000円/日未満 公的・民間 1/2以内 公立 1/3以内

1 事業名	2 補助事業者	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率等
軽症者等受入施設等確保事業	宿泊施設等とオンライン診療を行う医療機関の開設者	1 医療機関あたり 200,000円	当該年度に係る 導入経費・運営経費（情報通信機器等の購入経費、インターネット接続料等） ※ソフトウェアの導入・使用に係る費用は補助対象外	10/10以内
薬剤師派遣体制確保事業	薬剤師を派遣する医療機関・薬局の開設者	1 人 1 時間当たり 2,760円	当該年度に係る 派遣する薬剤師の旅費・宿泊費等（賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料）	10/10以内
新型コロナウイルス感染症外国人患者受入環境整備事業	帰国者・接触者外来の設置等を行う外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関	1 医療機関当たり 1,083千円 ※ただし、入院を要する救急患者に対応可能な感染症指定医療機関等の場合は、429千円を加算する。	当該年度に係る 新型コロナウイルス感染症の疑いのある外国人が医療機関を適切に受診できる環境の確保に係る経費（多言語看板、電光掲示板等整備費）	10/10以内

注 事業の目的、内容、留意事項等は、別に定める事業実施要領によるものとする。

別添 1

新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関支援事業（医療機関への協力金の支給）（受入病院分）

最大受入病床数	基本額	最大受入病床数	重症者受入加算
1 床	2,000千円	1 床	5,000千円
2 床	4,000千円	2 床	10,000千円
3 床	6,000千円	3 床	15,000千円
4 床	8,000千円	4 床以上	20,000千円
5 床	10,000千円		
6～10床	13,000千円		
11～20床	16,000千円		
21床以上	19,000千円		

※一般病床等における受入を対象とする。
 ※受入実績に応じ、基本額及び重症者受入加算の合計額を協力金として支給する。
 ※重症者の定義は呼吸器症状の程度等により別途定める。

別添 2

医療人材確保・派遣等支援事業

事業名	補助基準額
新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業	医師 1 人 1 時間当たり 7,550円 医師以外の医療従事者 1 人 1 時間当たり 2,760円
新型コロナウイルスに感染した医師にかわり診療を行う医師派遣体制の確保事業	医師 1 人 1 時間当たり 7,550円
新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業	医師 1 人 1 時間当たり 2,265円 医師以外の医療従事者 1 人 1 時間当たり 562円